

大和州市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第27号

大和州市税条例施行規則の一部を改正する規則

大和州市税条例施行規則（昭和41年大和市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第8号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定書、」を削る。

第11条中「第8条第2項」を「第7条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。